

1. 事業に係る基本事項

1. 事業に係る基本事項

1.1 都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地

都市計画決定権者名称：堺市

堺市長 竹山 修身

主たる事業所の所在地：堺市堺区南瓦町3番1号

1.2 都市計画対象事業の名称、種類及び都市計画対象事業を予定している区域

名称：南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）

種類：「堺市環境影響評価条例」（平成18年条例第78号）別表第2号に基づく、
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道又は軌道法（大正10年法律
第76号）第1条第1項の軌道の建設又は改良の事業

都市計画対象事業を予定している区域：堺市堺区内（浅香山駅～堺東駅付近の約3.0km
区間）